

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 趣旨

第 204 回通常国会に提出された地方税法等の一部を改正する法律案の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例の規定のうち、令和 3 年 4 月 1 日に施行すべき規定等を改正するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき専決を行おうとするもの。

2 概要

(1) 個人県民税

ア 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、控除期間を 13 年間とする特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれない額を個人県民税から控除することとする。（付則第 29 条関係）

(2) 不動産取得税

ア 特例措置の新設

(ア) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和 5 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の 5 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(イ) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和 6 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、当該土地の価格の 3 分の 2 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

イ 特例措置等の適用期限の延長【特に記載のあるものを除き、令和 5 年 3 月 31 日まで】

(ア) 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(イ) 投資法人等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(ウ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(エ) 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(オ) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(カ) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置・当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第 8 条および第 9 条関係）

(キ) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（付則第 8 条関係）

(ク) 住宅および土地の取得に係る税率の特例措置（付則第 9 条関係）【令和 6 年 3 月 31 日まで】

(ケ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置（付則第 9 条関係）

(コ) 宅地建物取引業者がリフォームを行った一定の住宅の用に供する家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第 9 条関係）

(サ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（付則第 9 条の 2 関係）【令和 6 年 3 月 31 日まで】

(シ) 東日本大震災による被災代替家屋・当該家屋の敷地の用に供する土地・被災代替農用地に係る課税標準の特例措置（付則第 22 条関係）【令和 8 年 3 月 31 日まで】

(3) 軽油引取税

ア 軽油引取税に係る免税の届出における押印廃止 (第58条の10関係)

イ 課税免除の特例措置の延長等

以下について縮減の上、特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。(付則第10条の2の6関係)

- ・ 鉱さいバラス製造業のうち中小事業者等以外の者
- ・ 廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者であつて中小事業者等以外の者
- ・ 木材加工業のうち木材注葉業

ウ 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置の延長 (付則第10条の2の6関係)

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率区分の見直し

新たな2030年度燃費基準の下で環境性能割の税率の適用区分を見直す。(第66条関係)

<例：自家用乗用車>

【現行 (令和元、2年度)】

区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成	1%
	2020年度基準 +10%達成	
	2020年度基準 達成	2%
上記以外		3%

【改正案 (令和3、4年度)】

区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車 クリーンディーゼル車	2030年度基準 85%達成	1%
	2030年度基準 75%達成	
	2030年度基準 60%達成	2%
上記以外 または2020年度基準未達成車		3%

※クリーンディーゼル車について、経過措置あり

イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合に環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。(付則第10条の2の11関係)

ウ 種別割のグリーン化特例の見直し

軽課については、重点化等を行った上で2年延長し、重課については、現行の措置を2年延長する。(付則第10条の3関係)

<例：自家用乗用車> (軽課)

【現行】

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減
2020年度基準+10%達成	

【改正案】

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車	75%軽減

(5) その他必要な規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(5)の一部は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税および自動車税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外することとします。（付則第14条の2の3関係）

イ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講ずることとします。（付則第29条関係）

(2) 不動産取得税

ア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第8条関係）

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第8条関係）

ウ 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(イ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ロ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ハ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

(ニ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の

用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

- (カ) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (キ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (ク) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (ケ) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (コ) 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第8条の2関係)
- (カ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (シ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (ス) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (セ) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限る。)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第9条関係)
- (ソ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則第9条の2関係)

- (ク) 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第22条関係）
- (ケ) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第22条関係）
- (コ) 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第22条関係）

(3) 軽油引取税

ア 軽油引取税に係る免税の手續について、押印を要しないこととします。（第58条の10関係）

イ 軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象から鉱さいバラス製造業のうち中小事業者等以外の者ならびに廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者であって中小事業者等以外の者を縮減した上、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

ウ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）または国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

エ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の6関係）

(4) 自動車税

ア 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととします。（第66条関係）

(7) 次に掲げるガソリン自動車 100分の1

a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(b) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(c) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

c 車両総重量が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

d 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) a (a)イまたはロに該当すること。

(b) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

e 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (a) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- f 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる石油ガス自動車 100分の1
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - ロ 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ウ) 次に掲げる軽油自動車 100分の1
- a 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）または平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽

- 中量車基準」という。)に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。
- (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- イ 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
- ロ 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- e 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 次のいずれかに該当すること。
- イ 平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの)にあっては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。
- ロ 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のもの)にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- (エ) 次に掲げるガソリン自動車 ((7)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
 - c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) a (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (7) f (a)イまたはロに該当すること。
 - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 次に掲げる石油ガス自動車 ((4)の適用を受けるものを除き、乗用車に限る。) 100分の2
- a (4) a (a)イまたはロに該当すること。
 - b エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - c エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (カ) 次に掲げる軽油自動車 ((9)の適用を受けるものを除く。) 100分の2
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (c) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) (9) c (a)イまたはロに該当すること。

- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) (ウ) e (a)イまたはロに該当すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (キ) (ア)から(カ)までの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- イ 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとします。
(付則第10条の2の11関係)
- ウ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の12関係)
- エ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員30人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点または終点とするものに係る控除額を80万円に引き上げた上、その適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の12関係)
- オ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の12関係)
- カ 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック（けん引自動車および被けん引自動車を除く。キにおいて同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第10条の2の12関係)
- キ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車

線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和3年10月31日まで延長することとします。(付則第10条の2の12関係)

(ア) 車両総重量が5トン以下の一定の乗用車またはバス(以下「バス等」という。)

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の一定のバス等

(ロ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下の一定のトラック

(ハ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下の一定のトラック

ク 車両総重量が8トンを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。)のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第10条の2の12関係)

ケ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとします。(付則第10条の3関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

令和3年度および令和4年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとします。

a 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

(a) 電気自動車

(b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(c) プラグインハイブリッド自動車

(d) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(e) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(f) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

b 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用(aの適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

(a) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(b) 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が

令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(c) 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(4) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバスおよび被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バスおよびトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

3 その他

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。ただし、(3)の一部は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第58条の10第3項中「記名押印した」を「その氏名または名称を記載した」に改め、同条第6項中「記名押印しなければ」を「自己の氏名または名称を記載しなければ」に改める。

第66条第1項中「同条第2項」の右に「または第3項」を加え、同項第1号ア(イ)中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）を「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第66条第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第1号ウ中「またはトラック」を削り、同号ウ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第66条第1項第2号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第2号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第1項第3号エを削り、同号ウを同号オとし、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア(ア) a および b を次のように改める。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第66条第1項第3号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)または同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項中「第4項」の右に「または第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第1号イを削り、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同

号ウとし、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第3号エを削り、同号ウを同号エとし、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(7) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第3項中「次項」の右に「または第5項」を加え、同条第4項中「第1項(第1号アからウまで)」を「第1項(第1号アからエまで)」に、「第2項(第1号アからウまで)」を「第2項(第1号アおよびイ)」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「であつて令和2年度」を「であつて令和12年度」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)を「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65」に、「100分の150を乗じて得た数値」を「100分の141」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	--	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号イ(イ)の項中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に、「100分の165」を「100分の162」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号ウ(イ)の項を次のように改める。

第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第1項第1号ウ(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
------------	---	----------------------------

第66条第4項の表第2項第1号ア(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に、「100分の138」を「100分の130」に改め、同項の次に次のように加える。

第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第66条第4項の表第2項第1号イ(イ)の項中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」に、「100分の150を乗じて得た数値」を「100分の144」に改め、同表第2項第1号ウの項および第2項第1号ウ(イ)の項を削る。

第66条に次の1項を加える。

5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定

している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の94
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イおよび第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

付則第7条の2の2中「第4条の5第5項」を「第4条の5第8項」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改める。

付則第8条第1項中「平成21年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同条第2項から第4項まで、第6項および第8項から第11項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第14項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第2条第11項第7号」を「第2条第10項第7号」に改め、同条に次の2項を加える。

15 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第7条第1項第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

付則第8条の2第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第9条第1項、第4項、第5項および第8項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第9条の2第1項および第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10条の2の6第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項の表 鉦さいバラス製造業を営む者の項中「者の」を「者（租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の」に改め、同表廃棄物処理事業を営む者の項中「いう」の右に「。以下この項において同じ」を、「除く。）」の右に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者または同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が産業廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のもの」を加え、同条第4項および第5項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10条の2の10第1項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第10条の2の11第1項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、同項の表中「第4項」の右に「または第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第10条の2の12第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「650万円（」の右に「乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので総務省令で定めるものに限る。）にあつては800万円とし、」を加え、「、200万円」を「200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車および

び被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)および同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から525万円を控除して得た額とする。

付則第10条の2の12第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては」を削り、「令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車(総務省令で定めるものに限る。)またはバス(総務省令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック(総務省令で定める被けん引自動車を除く。)」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和2年10月31日(バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

付則第10条の3第1項中「次項および」を「以下この条および」に、「次項ならびに」を「以下この条ならびに」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車（自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第73条の5の」を「同条の」に改め、同項第2号中「に適合するもの」を「（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの」に改め、「もの（以下この号」の右に「および第5項第2号」を加え、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第1号ア（7）b」を「同号ア（7）b」に、「同条第1項第1号ア（イ）」を「同号ア（ウ）」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第2号ア（7）b」を「同号ア（7）b」に改め、同項第6号中「第66条第1項第3号ア（7）a」を「第66条第1項第3号ア（7）」に、「同号ア（7）b」を「同号ア（7）」に改め、同条第3項中「掲げる自動車」の右に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第73条の5の」を「同条の」に改め、同条第4項中「第2項（第4号および第5号を除く。）」を「第2項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

(3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車

- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア（イ）に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- 6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗

じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3の3第1項中「または第3項」を「、第3項、第5項または第6項」に、「第4項」を「第6項」に改める。

付則第14条の2の3第1項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」および「、特定保有株式」を削る。

付則第22条第1項から第3項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第29条に次の1項を加える。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用については、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第14項の改正規定（「第2条第11項第7号」を「第2条第10項第7号」に改める部分に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）付則第14条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
目次 省略	目次 省略
第1条から第58条の9条まで 省略	第1条から第58条の9条まで 省略
第58条の10 省略	第58条の10 省略
2 省略	2 省略
<p>3 第1項の規定による申請書の提出は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した 施行令第43条の15第9項に規定する明細書を添付しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定による申請書の提出は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名または名称を記載した施行令第43条の15第9項に規定する明細書を添付しなければならない。</p>
4および5 省略	4および5 省略
<p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければ ならない。</p>	<p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に自己の氏名または名称を記載しなければならない。</p>
7および8 省略	7および8 省略
第58条の11から第65条まで 省略	第58条の11から第65条まで 省略
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
<p>第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項 _____ において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p>	<p>第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項または第3項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p>
(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる	(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる

25

自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

と。

（新設）

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

（新設）

自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。）が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。）が2.5トン以下のバス_____のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率

_____以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(新設)

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

(新設)

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」

(新設)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定め

という。)または同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

る窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(削除)

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア _____乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(削除)

9条の4第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車
(新設)

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) および(イ)

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項および前2項(次項 _____ において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)および第2項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(削除)

3 法第149条第1項および前2項(次項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号アからエまでに係る部分に限る。)および第2項(第1号アおよびイに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー

一消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第1項第1号ア(イ)	施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和2年度	第4項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度
	この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た	この号および次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た
(新設)		

一消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第1項第1号ア(イ)	施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度	第4項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度
	この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	この号および次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

省略		
第1項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
(新設)		
省略		
第1項第1号ウ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
(新設)		

	基準エネルギー消費効率」という。)	
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
省略		
第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150

省略		
第2項第1号ア(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138
(新設)		
省略		
第2項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ	第9条の4第14項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第14項
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138
(新設)		

	効率」という。)に100分の120	
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
省略		
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
(削除)		
(削除)		
<p>5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</p>		

れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の94
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イおよび第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

第67条から第150条まで 省略

第67条から第150条まで 省略

付 則

第1条から第7条の2まで 省略

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第7条の2の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

第7条の2の3から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に

付 則

第1条から第7条の2まで 省略

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第7条の2の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第8項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第8項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

第7条の2の3から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に

基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事

基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事

業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を

業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を

令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

12および13 省略

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第

令和5年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

12および13 省略

14 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第

42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第11項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(新設)

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

15 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第7条第1項第1号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2および3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和3年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2および3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和5年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象

住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該

住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該

価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和3年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
鉦さいバラス製造業を営む者	鉦さいバラス製造業を営む者の
	事
	業場内において専ら鉦さいの破碎または鉦さいバラスの集積もしくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途

価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第9条の3から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
鉦さいバラス製造業を営む者	鉦さいバラス製造業を営む者(租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者(以下この表において「中小事業者等」という。)に限る。)の
	事業場内において専ら鉦さいの破碎または鉦さいバラスの集積もしくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途

11項に規定するものに基づき、令和3年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7から第10条の2の9まで 省略

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第66条第1項または第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第66条第1項または第2項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2および3 省略

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（これらの規定を同条第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

11項に規定するものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7から第10条の2の9まで 省略

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第66条第1項または第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第66条第1項または第2項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2および3 省略

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
省略		

2 自家用の乗用車に対する第66条第2項（同条第4項_____において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行為されたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号および第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

第1項（第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
省略		

2 自家用の乗用車に対する第66条第2項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行為されたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号および第3項第1号において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（

乗車定員30

人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので総務省令で定めるものに限る。）にあつては800万円とし、乗客定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)および(3) 省略

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から525万円を控除して得た額」とする。

(2)および(3) 省略

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに

限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および次条第2項第2号において同じ。）が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の11第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）および同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上もしくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの（以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規

定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等

であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)から(4)まで 省略

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額とする。

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、

当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）またはバス（総務省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)から(4)まで 省略

(削除)

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等および車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

6 車両総重量が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日

までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から175万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。次項および次条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項ならびに次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項および第5項において同じ。))ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条および次条において同じ。)、第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)または同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。以下この条および次条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。以下この条ならびに次条第4項および第5項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項および第5項において同じ。))ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条および次条において同じ。))、第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)または同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの

または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア

省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については

____、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号および第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア

(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第66条第1項第3号ア(ア) aに規定する平成30年輕油軽中量車基準または同号ア(ア) bに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

省略

3 次に掲げる自動車 _____ に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車およびキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項または第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該

(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) b _____ に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(ウ) _____ に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) b _____ に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第66条第1項第3号ア(ア) _____ に規定する平成30年輕油軽中量車基準または同号ア(ア) _____ に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

省略

3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については _____

自動車は平成31年4月1日（自家用の乗用車およびキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)および(2) 省略

省略

4 第2項（第4号および第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

_____、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)および(2) 省略

省略

4 第2項第1号から第3号まで_____に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

(新設)

(3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア（イ）に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項から第4項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ

同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項、第3項、第5項または第6項に規定する窒素酸化物の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項から第6項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ

き減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。

2および3 省略

第10条の4から第14条の2の2まで 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)、同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)または同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の3第1項に規定する金額は付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2および3 省略

第14条の2の4から第21条まで 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震

き減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。

2および3 省略

第10条の4から第14条の2の2まで 省略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)

または同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等または特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の3第1項に規定する金額は付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2および3 省略

第14条の2の4から第21条まで 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震

およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、または損壊した家屋(以下この項および次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格か

およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、または損壊した家屋(以下この項および次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格か

ら控除する。

4から6まで 省略

第23条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 省略

(新設)

以下省略

ら控除する。

4から6まで 省略

第23条から第28条まで 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項および第3項ならびに第21条第3項の規定の適用については、付則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項および同条第3項ならびに付則第21条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

以下省略

